

(仮称) 第 2 次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画策定懇談会設置要領

(設置)

第 1 条 (仮称) 第 2 次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画を策定するに当たり、市民から幅広く意見を聴くため、(仮称) 第 2 次宇都宮市安全で安心なまちづくり推進計画策定懇談会 (以下「懇談会」という。) を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 17 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関・各種団体から推薦された者
- (3) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

第 3 条 懇談会に会長及び副会長を 1 人置き、委員がこれを互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 懇談会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、市民生活部生活安心課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。